

転入届 ようこそ、松山市へ



市外から松山市へお引越しした場合は、松山市へ転入の届出（新住所に住み始めた日から14日以内）が必要です。窓口にお越しの方は、**本人確認書類**（マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証など）、**転出証明書**（マイナンバーカード又は住民基本台帳カード（以下、「マイナンバーカード等」）を使って転出の届出をされた方は、転出証明書の代わりに**マイナンバーカード等**が必要）、代理人の場合は**委任状**もお持ちください。
 ※代理人とは、本人、世帯主、法定代理人以外の方です。
 ※マイナンバーカード等所有者は、転出予定日から30日以内若しくは松山市に住み始めた日から14日以内のいずれか早い日までに転入の届出をしないと、マイナンバーカード等は失効します。（再交付は有料です。）

〇の項目については、市民課・各支所で手続きできます。

※項目内のⓂは市民課、Ⓜは中島支所、Ⓜは北条支所です。

※市民課の受付延長時（毎週木曜日、毎月第2土曜日）は、他市や関係各課に確認が取れず、受付できない場合があります。

関連する主な手続

項目	内容 【 】内は、手続に必要なもの	担当課 (市外局番 089)	
<input type="checkbox"/> 印鑑登録	○登録の申請 【登録する印鑑・官公署発行の顔写真付本人確認書類（マイナンバーカード・免許証・パスポートなど）】 *届出人が代理の場合（委任状が必要）や、官公署発行の顔写真付本人確認書類がない場合は、登録までに日数がかかります。	市民課 948-6338 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード	○継続利用手続【マイナンバーカード・暗証番号】 *原則本人又は同一世帯員に限り手続可能です。 *期間内に転入届ができない場合及び転入日から90日以内に継続利用手続を行わない場合はカードが失効します。（再交付は有料です。）	市民課 948-6569 (本館1階)	
<input type="checkbox"/> 署名用電子証明書	○発行手続（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書は自動で失効しています）【マイナンバーカード・暗証番号】 *原則本人に限り手続可能 *本人以外が手続する場合は市民課へご連絡ください。		
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳	○継続利用手続（転入届提出日から90日以内） 【住民基本台帳カード・暗証番号】 *原則本人又は同一世帯員に限り手続可能	市民課 948-6337 (本館1階)	
健康保険	<input type="checkbox"/> 松山市国民健康保険	○加入手続 ○所得申告書の提出（保険料計算のため） *保険料の納入通知書は後日郵送で届きます。 *学生の方や施設・病院等に入所・入院する方は、お知らせください。 *口座振替を利用する場合は、別途手続が必要 【通帳届出印・口座が分かるもの】	健康保険課 948-6363 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 後期高齢者療養	○住所変更届【負担区分等証明書など(県外から転入の方のみ)】 *新住所の被保険者証・保険料のお知らせ・口座振替利用申込書は後日郵送で届きます。 *施設・病院等に入所・入院する場合はお知らせください。 * (県外から転入の方)65歳以上74歳以下の後期高齢者医療に加入されていた方で引き続き加入希望の場合は、手続が必要	健康保険課 948-6941 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> その他の健康保険 (市役所以外の手続)	○松山市国民健康保険・後期高齢者医療保険以外の健康保険にご加入の方は、それぞれの保険者（勤務先など）にご確認ください。	
年金	<input type="checkbox"/> 加入している方 (国民年金1号)	○(国民年金1号被保険者の方)住所変更届 *納付書はそのまま使用可能(口座振替は継続) ○(勤め先を退職した場合)国民年金への切替 【年金手帳又は基礎年金番号通知書・退職日が分かるもの】	保険給付・年金課 948-6356 (別館3階)
	<input type="checkbox"/> 受給している方	○(必要な方のみ)住所変更届	
	<input type="checkbox"/> 加入している方 (2号・3号)	○厚生年金等(2号)被保険者・厚生年金等の被扶養配偶者(3号)は、それぞれの勤務先にてご確認ください。	
<input type="checkbox"/> 旧氏併記	○手続は必要ありません。(前住所地で旧氏併記していた場合、転出証明書記載の旧氏が引き続き記載されます。)	市民課 948-6337 (本館1階)	

項 目	内 容 【 】内は、手続きに必要なもの	担 当 課 (市外局番 089)
□ 市立小中学生 (保護者)	○転校通知書の受取 *転校通知書は旧学校からの書類と一緒に新しい学校に持参 *特別な事情により、校区外の学校への転入を希望する場合は、転入届提出前に学校教育課にご相談ください。(許可されない場合もあります。)	学校教育課 948-6870 (第4別館3階)
□ 児童手当 (公務員を除く)	○請求手続【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険証など】 (転出証明書の転出予定月内、又は転出予定日の翌日から15日以内) *手続が遅れると受給できない月分が発生します。	子育て支援課 948-6354 (別館2階)
医療費助成	□ 重度心身障害者が	○受給者証の申請【受給者の保険証・身体障害者手帳又は療育手帳】 *「身体障害者手帳1・2級」「療育手帳A」「療育手帳B(中度)と身体障害者手帳を併せ持つ」いずれかに該当する方が対象
	□ 子ども	○受給資格証の申請【子どもの保険証】 *18歳の年度末までの入院・通院が対象 (R5.12.1から、18歳の年度末まで拡大)
	□ ※㊦でも可 ひとり親家庭	○受給者証の申請(手続には時間がかかります。) *20歳未満の子を扶養するひとり親と子など、一定の要件に該当する場合【親と子の保険証・親と子の戸籍謄本など(世帯状況等により異なります。)] *お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。
□ ※㊦でも可 児童扶養手当	○児童扶養手当の申請(手続には時間がかかります。) *18歳以下の児童を引き取り養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合が対象【前住所地の児童扶養手当証書(新規で申請する場合は請求者と児童の戸籍謄本)・請求者名義の銀行通帳など】 *状況によって必要書類が増える場合があります。 *お時間がかかりますので、余裕をもってお越しください。(1時間半程度)	子育て支援課 948-6845 (別館2階)
□ 母子健康手帳	*母子健康手帳の住所はご自身で訂正してください。	すくすく支援課 911-1821 (保健所1階) ※予防接種は 保健予防課 911-1858 (保健所1階)
□ 妊産婦等 公費受診票	*①～④に該当する方は、受診票・予防接種手帳等を必ず受診・接種前にお受け取りください。【母子健康手帳】	
□ ※㊦は除く 乳児の 公費受診票	① (妊娠中の方)『転入用ママパパセット(妊産婦・新生児の公費受診票)』 ② (多胎妊産婦<3歳未満>)『多胎妊産婦等サポート事業利用券』 ③ (1歳未満)『転入用赤ちゃんセット(乳児の公費受診票・予防接種手帳)』 ④ (1歳以上)『予防接種手帳』(ヒトパピローマウイルス感染症予防接種を除く。)	
□ ※㊦は除く 子ども 予防接種手帳	受取場所:すくすくサポート市役所(本館1階)・保健所や保健センター分室 (※③④のみ支所で受取可)	
□ 出産応援金 子育て応援金 (国の給付金)	○出産応援金(妊娠中の方)・子育て応援金(子の養育者)の申請 *前自治体で申請がまだの方は、すくすく・サポート市役所(本館1階)・保健所又は保健センター各分室で申請方法などをご案内します。	すくすく支援課 911-1852 (保健所1階)
□ 愛顔っ子応援券 (おむつ券)	○(1歳未満で第2子以降の子を養育している場合)愛顔っ子応援券の申請 *申請期限は、その子の満1歳の誕生日の前日まで(満1歳の誕生日の前日が閉庁日の場合は翌開庁日まで)【母子健康手帳など】 *愛媛県の市町(四国中央市を除く。)ですすでに交付済みの場合は、前市町で発行された応援券の残券(有効期間内)を松山市のものと引換します。 【応援券の残券・母子健康手帳など】 *後日(申請後3週間程度)簡易書留郵便でお届けします。	子育て支援課 948-6418 (別館2階)
□ ※㊦・㊧でも可 身体障害者 療育手帳	○住所変更届【身体障害者手帳又は療育手帳】 *(療育手帳のみ)県外からの転入の場合は、新しい手帳を作成【3か月以内に撮影した縦4cm・横3cmの証明用写真】	障がい福祉課 948-6369 (別館1階)
□ 精神障害者 保健福祉手帳	○住所変更届【精神障害者保健福祉手帳】 *県外からの転入の場合は、新しい手帳を作成【(顔写真の貼付を希望される場合)1年以内に撮影した縦4cm・横3cmの証明用写真】	
□ ※㊦・㊧でも可 介護保険	○新住所の被保険者証は後日郵送で届きます。 *施設に入所する場合はお知らせください。 ○(前住所地で負担限度額認定証を持っていた方)負担限度額認定証の申請 ○(前住所地で認定を受けていた方)要介護・要支援認定引継の手続 *住み始めた日から14日以内に手続が必要 【65歳未満の場合は健康保険証】	介護保険課 948-6919 (別館2階)
□ 飼い犬	○犬の所在地変更届・鑑札の交換【登録番号の分かるもの(鑑札など)】 ○(国にマイクロチップ登録している犬)所在地変更届は必要ありません。 指定登録機関の日本獣医師会へご連絡ください。	生活衛生課 911-1862 (保健所1階)